

令和5年度「創薬ベンチャーエコシステム強化事業／ベンチャーキャピタルの認定」に係る公募（第2回）

公募説明会 事前質問と回答

No.	カテゴリ		質問	回答
1	公募要領 3. 応募要件・遵守事項等	(1) 認定VCへの応募要件	製薬企業のCVC部門や、海外に事務所を構える日系製薬企業CVC部門は応募できますか。	製薬企業のCVC及び海外に事務所を構える日系製薬企業のCVCも応募可能です。ただし、公募要領にも記載のとおり、投資事業を主としない法人の本体勘定から直接出資を行う場合は対象外です。たとえば、投資部門を有する製薬企業が、製薬企業自体の本体勘定から直接出資を行う場合は対象外です。
2	3. 応募要件・遵守事項等	(1) 認定VCへの応募要件	申請書別添3には事業に活用するファンドを記載することになっていますが、投資を専業とする子会社からの直接出資でありファンドを別に設立していない場合は、記載可能な項目のみの記載で問題ありませんでしょうか。	記載可能な項目をご記載ください。
3	3. 応募要件・遵守事項等	(1) 認定VCへの応募要件	ベンチャー・ファンドの業務執行者（適格機関投資家等特例事業者）が株式会社ではなくLLP（有限責任事業組合）で応募することはできますか。	応募要件に記載の通り、法人として申請いただく必要がございます。LLPでの申請はできません。
4	3. 応募要件・遵守事項等	(1) 認定VCへの応募要件	申請書別添の(別添_1)法人概要について、日本の法人である必要はありますでしょうか。米国法人は既にあり、日本法人は現在設立中となります。	公募要領及び認定契約書に則って認定VCとしての業務が履行可能であれば、日本の法人である必要はありません。
5	3. 応募要件・遵守事項等	(1) 認定VCへの応募要件	第1回公募との変更点についてお聞かせください。特に認定VCの申込をするうえでの必須要件の変更点について教えてください。	本日の説明資料のP.10及びP.14～17で、前回公募からの変更点を明記しておりますのでご確認ください。
6	3. 応募要件・遵守事項等	(3) AMEDへの納付義務	違反金を支払う場合の具体的な計算事例を教えてください。	違反金とはVC認定契約書（売却時の措置）第16条第3項および公募要領「3.(3)AMEDへの納付義務」のことでしょうか。これらに該当する場合の計算式は、契約書第16条第4項及び公募要領3.(3)をご覧ください。
7	4. 審査方法・スケジュール等	(2) 評価項目	ハンズオンメンバーは製薬業界の経験が必須でしょうか。	必須要件④に該当するメンバーは必須となりますが、製薬業界の経験が無いハンズオンメンバーも本事業に参加可能です。本事業に参加するハンズオンメンバーは、製薬業界の経験がない場合も含め、全員、申請書別添（別添_5b）に記載いただく必要があります。
8	4. 審査方法・スケジュール等	(2) 評価項目	ハンズオンメンバーの担当案件数は既存案件数でよいでしょうか。	現在の担当案件数を記載してください。
9	4. 審査方法・スケジュール等	(2) 評価項目	既にファンドを運用している場合でも、②-bおよび③-bの、「所属する個人の過去の実績を充てる」に該当するメンバーに記載して良いでしょうか。	②、③いずれもbに該当するのは、VCが新規設立である、または新規に創薬特化ファンドを設立して応募する場合であって、VC、ファンドとしての実績がない場合のみです。 それ以外の場合は、aにVCまたはファンドとしての実績を記載してください。メンバーの過去の他VCでの実績は含めることはできません。 なお、新規設立でない場合であって、ファンドのハンズオンメンバーの過去の実績を参考情報として記載されたい場合は、（別添_5b）の自由記述欄に記載してください。

No.	カテゴリ		質問	回答
10	4. 審査方法・スケジュール等	(4) スケジュール	4月のヒアリングに必要なメンバーは代表者以外にいますか。	それぞれの必須要件に該当するメンバーはご参加をお願いします。
11	5. 応募の手続き等	(6) 申請書の記入言語	申請書本体は日本語で作成いたしますが、インタビューに進んだ際には、英語のみでも可能でしょうか。あるいは、通訳を付ける・日本語を話すスタッフがインタビューに対応するなどが必要でしょうか。	ヒアリング審査は英語で構いません。プレゼン資料も英語で構いません。トラブル発生時のスムーズな対応等のため、通訳可能な方に同席いただくことが望ましいです。
12	7. 支援対象となる創薬ベンチャー	-	第2回認定VCとなった場合、何回目の創薬ベンチャー公募から応募可能でしょうか。	現時点では、今回の公募で認定されたVCは第3回の創薬ベンチャー公募からご参加可能となる予定です。
13	7. 支援対象となる創薬ベンチャー	-	対象とする創薬ベンチャーについては、遡及期間が設定されていましたが、今回の遡及期間は決定しているのでしょうか。	次回の公募の遡及期間は現時点では未定です。後日公開実施される公募要領をご確認ください。
14	7. 支援対象となる創薬ベンチャー	-	公募要項2ページ「※創薬ベンチャーの公募について」の項において、「認定VCから一定の出資を受ける」との記載がありますが、定量的な条件は決定しているのでしょうか。	認定VCから補助対象経費の1/3以上を出資いただく必要があります。前回の創薬ベンチャー公募では、「リード認定VCによる出資額は、補助事業開始から第2相臨床試験もしくは探索的臨床試験終了までの補助事業期間全体を通じて、原則として10億円以上となるよう提案書を作成してください。」と規定しております。今後の公募に関しましては、公募の際に公表する公募要領をご確認ください。